



# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		4	目	枝番号	1
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4
事業名称	児童扶養手当支給事業			政策番号	3	政策指標
				実施番号	5	実施指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	8,584,379	2,861,460		20,000		5,702,919
補助事業 単独事業						0
令和4年度	8,856,009	2,952,003		20,000		5,884,006
増△減	△ 271,630	△ 90,543	0	0	0	△ 181,087

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 事業費	11,955,733	8,873,717	9,248,213
算 市債+一般財源	7,950,489	5,915,811	6,145,476
決 事業費	11,871,074	9,037,139	8,781,161
算 市債+一般財源	7,921,442	5,972,842	5,757,715

令和6年度	令和7年度	令和8年度
8,584,379	8,584,379	8,584,379
5,702,919	5,702,931	5,702,931

事業概要	児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。							
事業開始年度	昭和36年度							
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	ひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。 [手当額] 《全部支給》 児童1人のとき 43,070円 児童2人のとき 10,170円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,100円を加算 《一部支給》 児童1人のとき 43,060円～10,160円 児童2人のとき 10,160円～5,090円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,090円～3,050円を加算							
根拠・データ等	令和3年度支給実績（児童数）等							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支給対象児童数（全部支給）	単位	目標	118,304	130,998	118,017	127,305	123,705	123,705
	人	実績	127,029	126,515				
支給対象児童数（一部支給）	単位	目標	102,398	95,332	103,431	78,857	78,857	78,857
	人	実績	94,891	90,589				
支給対象児童数（第2子以降加算分）	単位	目標	99,646	105,118	96,997	96,790	96,791	96,791
	人	実績	103,966	102,770				
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回（4か月に1回）から年間6回（2か月に1度）に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和3年3月分手当から実施）							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童扶養手当支給事業	8,584,379	8,856,009	▲ 271,630	支給対象児童数の減
	細事業合計	8,584,379	8,856,009	▲ 271,630		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	三木 敢	浅倉 裕基

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目	枝番号	2	前年度事業名称 児童扶養手当支給事務費
事業名称	児童扶養手当支給事務費			政策番号	99	政策指標	施策番号 99 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	195,404	50,941		186		144,277
補助事業 単独事業						0
令和4年度	94,654			186		94,468
増△減	100,750	50,941	0	0	0	49,809

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算 事業費	79,688	92,810	90,310
市債+一般財源	79,514	92,636	90,176
決算 事業費	163,074	134,930	182,626
市債+一般財源	162,949	134,780	182,488

令和6年度	令和7年度	令和8年度
195,404	195,404	195,404
144,277	144,277	144,277

事業概要	児童扶養手当支給事業の実施に伴い経常的に発生する経費及び、自治体システム標準化に関する業務について執行します。							
事業開始年度	昭和36年度							
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	次の児童扶養手当支給事務に係る事務経費を執行し、事業の適正な執行や事務の効率化を図ります。 ・児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書の発送及び台帳作成（端末入力事務）等 ・児童扶養手当に係る未収債権管理事務							
根拠・データ等	令和3年度歳出実績							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支給対象児童数（合計）	単位	目標	320,348	331,448	318,445	302,952	902,952	902,952
	人	実績	325,886	319,874				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回（4か月に1回）から年間6回（2か月に1度）に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和3年3月分手当から実施）							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童扶養手当支給事務費	195,404	94,654	100,750	システム改修費の増
	細事業合計	195,404	94,654	100,750		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	三木 敢	浅倉 裕基

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 3
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		4	目	枝番号	3
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4
事業名称	特別児童扶養手当支給事務費			政策番号	99	政策指標
				99	99	99

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	47,973	25,699	0	91	0	0	22,183
補助事業 単独事業							0
令和4年度	53,575	27,930	0	54	0	0	25,591
増△減	△ 5,602	△ 2,231	0	37	0	0	△ 3,408

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算 事業費	55,267	55,339	55,877
市債+一般財源	27,879	27,880	25,763
決算 事業費	28,032	32,931	25,597
市債+一般財源	△3,885	3,533	△15,312

令和6年度	令和7年度	令和8年度
47,973	47,973	47,973
22,263	22,263	22,263

事業概要	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給します。								
事業開始年度	昭和39年度								
根拠法令・方針決裁等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>精神又は身体に障害を有する児童に対して福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>対象者：要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人          手当額：1級 52,400円 2級 34,900円 (令和4年4月現在)          支給方法：年3回 受給者本人口座振込          支給機関：厚生労働省</p> <p>具体的には、特別児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書等の発送及び台帳作成(端末入力事務等を実施します。)</p>								
根拠・データ等	3月末日時点の受給者数(支給停止も含む)及び年度実績								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
受給者数	単位	目標	7,040	7,581	7,015	6,502	6,502	6,502	6,502
		実績	7,301	6,494					
事業スケジュール	昭和39年度 事業開始 平成27年度 県から事務移譲								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	特別児童扶養手当支給事務費	47,973	53,575	▲ 5,602	需用費、役務費の減
	細事業合計	47,973	53,575	▲ 5,602		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 上原 嘉明	係長 宮本 直幸	手当給付 係 高橋 百合
--------------------	-------------	-------------	--------------------

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 4
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	前年度事業名称	児童手当支給事業
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目	枝番号	4
事業名称	児童手当支給事業			政策番号	1	政策指標
					施策番号	2
						施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	46,791,022	32,573,299	7,108,854	7,000		7,101,869
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	48,604,545	33,746,285	7,429,122	7,000		7,422,138
増△減	△ 1,813,523	△ 1,172,986	△ 320,268	0	0	△ 320,269

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業費	53,549,390	52,573,120	50,821,620
市債+一般財源	8,091,430	7,948,369	7,691,429
決算			
事業費	52,925,865	52,008,699	51,002,896
市債+一般財源	7,974,247	7,826,400	8,017,844

令和6年度	令和7年度	令和8年度
46,791,022	46,791,022	46,791,022
7,101,869	7,101,869	7,101,869

事業概要	中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。							
事業開始年度	昭和46年度							
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。</p> <p>[手当額] 【児童手当】 《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円 《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円、ただし、第3子以降は月額15,000円 《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円</p> <p>【特例給付】 《所得制限限度額以上所得上限限度額未満》 中学生以下の児童一人につき、特例給付として月額5,000円 (所得制限限度額目安)：夫婦と児童二世帯、年収960万円程度、扶養親族数に応じて加減。</p> <p>【支給対象外】 令和4年度児童手当法改正により新設 《所得上限限度額以上》令和4年10月支給分から特例給付の対象者のうち、所得上限限度額以上の方が支給対象外となった。 (所得上限限度額目安) 夫婦と児童二世帯、年収1200万円程度、扶養親族数に応じて加減。</p>							
根拠・データ等								
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支給対象児童数(児童手当)	単位	目標	4,228,636	4,016,671	3,992,721	3,891,853	3,891,853	3,891,853
		実績	4,143,407	4,048,630				
支給対象児童数(特例給付)	単位	目標	994,846	1,133,953	827,723	670,725	670,725	670,725
		実績	1,094,073	1,085,773				
支給対象児童数(合計)	単位	目標	5,223,482	5,150,624	4,820,444	4,562,578	4,562,578	4,562,578
		実績	5,237,480	5,142,376				
事業スケジュール	<p>昭和46年度 事業開始</p> <p>平成22～23年度 子ども手当として支給</p> <p>平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始</p> <p>令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする)</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当支給事業	46,791,022	48,604,545	▲ 1,813,523	児童数の減、法改正
	細事業合計	46,791,022	48,604,545	▲ 1,813,523		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	小堀 志穂	小澤 健太

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-4 5
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	4 目	枝番号	5	前年度事業名称 児童手当支給事務費
事業名称	児童手当支給事務費			政策番号	99	政策指標	施策番号 99 施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	564,944	78,500		179		486,265
補助事業 単独事業						0
令和4年度	484,855	41,251		253		443,351
増△減	80,089	37,249	0	△74	0	42,914

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	442,133	477,669	476,095	564,944	564,944	564,944
	市債+一般財源	441,913	477,555	413,843	486,265	486,265	486,265
決算	事業費	381,534	429,130	469,045			
	市債+一般財源	381,375	429,039	417,214			

事業概要	中学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。							
事業開始年度	昭和46年度							
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。</p> <p>具体的には、以下の項目を実施します。          新規認定・現況届受付・審査・認定・支給終了等の通知書発送及び台帳作成(端末入力事務)・管理等          児童手当制度の見直しの実施に当たり、令和4年度の施行後必要となったシステム改修          標準化に向けたコンサルティング委託</p>							
根拠・データ等	令和3年度歳出実績							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
支給対象児童 数(合計)	単位	目標	5,223,482	5,150,624	4,820,444	4,562,578	4,562,578	4,562,578
	人	実績	5,237,480	5,142,376				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	昭和46年度 事業開始 平成22～23年度 子ども手当として支給 平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始 令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする) 令和7年度 システムの標準化							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当支給事務費	564,944	484,855	80,089	標準化に係る委託費の増
	細事業合計	564,944	484,855	80,089		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	手当給付係
	上原 嘉明	小堀 志穂	小堀 志穂